

平成29年9月定例会議案概要

◆議案第12号 平成29年度松戸市一般会計補正予算（第2回）

【財政課】

既定の歳入歳出予算の総額1,457億5,035万9千円に歳入歳出それぞれ10億2,383万3千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,467億7,419万2千円とする。

（単位：千円）

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	145,750,359	1,023,833	146,774,192

（1）歳出の主なもの

事業内容	補正前の額	補正額	計
庁舎管理・施設整備業務	45,000	14,000	59,000
還付及び返還金	195,000	53,662	248,662
保育施設従事者支援補助金	302,890	98,618	401,508
地域型保育・施設改修費等補助金	180,000	75,000	255,000
送迎保育業務	24,000	10,000	34,000
鉄道駅バリアフリー化事業補助金	74,332	46,666	120,998
中学校夜間学級事業	0	1,800	1,800
医療的ケア関係			
民) 一般職・再任用職員人件費384人 任期付短時間職員473人	3,873,798	3,349	3,877,147
民間保育所・施設管理費補助金	108,441	280	108,721
特別支援教育・医療的ケア推進業務	0	1,734	1,734

（2）歳入の主なもの

事業内容	補正前の額	補正額	計
普通地方交付税	5,000,000	1,210,556	6,210,556
地方特例交付金	336,000	7,742	343,742
国) 保育対策総合支援事業費補助金	187,324	69,001	256,325
国) 中学校夜間学級設置促進等推進事業委託金	0	1,800	1,800
国) 医療的ケア推進校研究事業委託金	0	1,734	1,734
県) 保育士処遇改善事業費補助金	0	44,940	44,940
諸) 障害者福祉費弁償金	0	82,193	82,193

(3) 基金積立金等

	平成28年度末 現在高	繰入		積立	9月補正後 現在高
		補正前の額	9月(一部取止め)		
財政調整基金	14,250,762	△ 4,800,359	1,045,309	1	10,495,713
福祉基金	60,892	-	-	421	61,313
スポーツ振興基金	30,467	△ 3,510	-	50	27,007

(4) 債務負担行為補正

[追加] 生涯学習・市民活動支援等拠点づくり事業

[限度額] 2,106,000千円

[期間] 平成29年度～平成40年度

<歳出の概要>

○庁舎管理・施設整備業務 増 1,400万円

平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、本庁舎本館に階段昇降機を設置する経費を措置する。

○還付及び返還金 増 5,366万2千円

平成28年度臨時福祉給付金等給付事業費及び事務費の精算、また、障害者自立支援給付費不正請求事案発生による国庫負担金、並びに、県負担金を返還するため措置する。

○保育施設従事者支援補助金 増 9,861万8千円

保育士の確保・定着対策を一層推進し、民間保育士の給与改善を図るため県の新規制度である保育士処遇改善事業費県補助金を活用し、増額措置する。

○地域型保育・施設改修費等補助金 増 7,500万円

当初予算時の10ヶ所に加え、新たに5ヶ所の応募があったため増額措置する。

○送迎保育業務 増 1,000万円

平成30年度に向け新松戸地域において、3歳児から5歳児までの受け入れ先を確保することを目的に、市助成対象となる預かり保育を実施している幼稚園へ幼稚園が所有するバスを利用し、送迎を行うため送迎保育ステーションの設置費用及び開設準備経費を措置する。

○鉄道駅バリアフリー化事業補助金 増 4,666万6千円

JR松戸駅のバリアフリー化工事に要する経費の一部を補助するため措置する。

○中学校夜間学級事業 180万円

中学校夜間学級の全国の先進的な事例を研究し、諸条件の整備を進め開設に向けた準備検討を行うことを目的に措置する。

○一般職・再任用職員人件費384人、任期付短時間職員473人 増 334万9千円

平成28年度に障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正されたことに伴い、医療的ケア児、及び保護者の地域生活支援の向上を図ることを目的に看護師2名を配置するための人件費を措置する。

○民間保育所・施設管理費補助金 増 28万円

民間保育士等が医療的ケアに係る研修の受講費用を補助するため措置する。

○特別支援教育・医療的ケア推進業務 173万4千円

学校において医師と連携した校内支援体制を構築することを目的に、医療的ケアを実施することから、ガイドラインを作成等するため措置する。

<歳入の概要>

○普通地方交付税 増 12億1,055万6千円

○地方特例交付金 増 774万2千円

それぞれ、普通地方交付税額の決定に伴い措置する。

○保育対策総合支援事業費補助金 増 6,900万1千円

○中学校夜間学級設置促進等推進事業委託金 180万円

○医療的ケア推進校研究事業委託金 173万4千円

○保育士処遇改善事業費補助金 4,494万円

それぞれ、歳出補正事業の充当財源として措置する。

○障害者福祉費弁償金 8,219万3千円

障害者自立支援給付費不正請求事案発生により返還金、並びに加算金を措置する。

<基金積立金等>

○財政調整基金は、普通地方交付税の交付額の決定に伴い、財政調整基金からの繰入を一部取り止める。また、福祉基金及びスポーツ振興基金は、平成28年度に受け入れた寄附金相当額を積み立てる。これにより、9月補正後の各基金の現在高は、財政調整基金が104億9,571万3千円、福祉基金が6,131万3千円、スポーツ振興基金が2,700万7千円となる。

<債務負担行為の概要>

○生涯学習・市民活動支援等拠点づくり事業として、伊勢丹松戸店を市民活動及び文化の発信拠点とすることを目的に債務負担行為を追加し、期間・限度額を設定する。

◆議案第13号 平成29年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

【国民健康保険課】

既定の歳入歳出予算の総額583億6,598万9千円に、歳入歳出それぞれ3億1,912万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ586億8,511万6千円とする。

(単位：千円)

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	58,365,989	319,127	58,685,116

(1) 歳出

事業内容	補正前の額	補正額	計
国民健康保険管理事業（電算委託料）	180,488	378	180,866
保険料賦課徴収事業（電算委託料）	141,673	1,594	143,267
前期高齢者納付金	23,799	258	24,057
償還金	1	316,897	316,898

(2) 歳入

事業内容	補正前の額	補正額	計
国) 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	17,658	1,972	19,630
国民健康保険事業財政調整基金繰入金	3,200,000	▲ 1,406,361	1,793,639
前年度繰越金	100,001	1,723,516	1,823,517
療養給付費等交付金繰越金	1	5,771	5,772
その他繰越金	100,000	1,717,745	1,817,745

(3) 債務負担行為

[事 項] 特定健康診査等業務

[限度額] 125,061千円

[期 間] 平成29年度～平成32年度

<歳出の概要>

○国民健康保険管理事業 増 37万8千円

○保険料賦課徴収事業 増 159万4千円

平成30年度から実施される国民健康保険の広域化に係るシステム改修費を措置する。

○前期高齢者納付金 増 25万8千円

加入者1人当たりの負担調整対象額の決定に基づき措置する。

○償還金 増 3億1,689万7千円

平成28年度決算により、国県支出金等の返還金を措置する。

<歳入の概要>

○国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 増 197万2千円

広域化に係るシステム改修費の補助金を措置する。

○国民健康保険事業財政調整基金繰入金 減 14億636万1千円

平成28年度決算における実質収支を勘案し、国民健康保険事業財政調整基金の取崩を減額措置する。

○前年度繰越金

増 17億2,351万6千円

繰越金の確定により措置する。

＜債務負担行為の概要＞

○特定健康診査等業務として、特定健康診査及び人間ドック受診者に対し、インセンティブを付与することを目的に期間・限度額を設定する。

◆議案第14号 平成29年度松戸市介護保険特別会計補正予算（第1回）

【介護保険課】

既定の歳入歳出予算の総額354億9,473万9千円に、歳入歳出それぞれ11億5,103万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ366億4,577万4千円とする。

(単位:千円)

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	35,494,739	1,151,035	36,645,774

(1) 歳出

事業内容	補正前の額	補正額	計
介護保険管理事業（電算委託料）	79,960	10,000	89,960
介護予防普及啓発事業	20,821	1,847	22,668
在宅医療・介護連携推進事業	12,125	504	12,629
介護給付費等準備基金積立金	1	509,689	509,690
国県等返還金	1	227,275	227,276
一般会計返還金	1	401,720	401,721

(2) 歳入

事業内容	補正前の額	補正額	計
国）地域支援事業交付金	604,960	11,672	616,632
支払基金）介護給付費交付金	9,091,922	▲ 650,973	8,440,949
支払基金）地域支援事業支援交付金	374,610	▲ 6,375	368,235
県）地域支援事業交付金	317,865	6,885	324,750
一般会計繰入金	5,327,883	15,400	5,343,283
介護給付費等準備基金繰入金	217,578	▲ 217,578	0
前年度繰越金	25,000	1,992,004	2,017,004

<歳出の概要>

○介護保険管理事業 増 1,000万円

平成30年度施行の介護保険法改正に伴う、システム改修費を措置する。

○介護予防普及啓発事業 増 184万7千円

千葉大学予防医学センターとの「都市型介護予防モデル」に係る活動状況等及び次期制度改革に向けて住民へ周知するための経費を措置する。

○在宅医療・介護連携推進事業 増 50万4千円

次期計画において、医療と介護を一体的に推進していくため、看取りの現状を分析するための経費を措置する。

○介護給付費等準備基金積立金 増 5億968万9千円

○国県等返還金 増 2億2,727万5千円

○一般会計返還金 増 4億172万円

平成28年度決算により、それぞれ基金への積み立て、国県支出金及び一般会計への返還金を措置する。

<歳入の概要>

○各事業の充当財源として、平成28年度決算に伴い精算する。

◆議案第15号 平成29年度松戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

【国民健康保険課】

既定の歳入歳出予算の総額53億3,076万8千円に、歳入歳出それぞれ6,989万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億66万3千円とする。

（単位：千円）

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	5,330,768	69,895	5,400,663

（1）歳出

事業内容	補正前の額	補正額	計
後期高齢者医療広域連合納付金（保険料等負担金）	5,179,578	67,926	5,247,504
一般会計返還金	1	1,969	1,970

（2）歳入

事業内容	補正前の額	補正額	計
前年度繰越金	10,000	69,895	79,895

<歳出、歳入の概要>

平成28年度決算に伴い精算する。

◆議案第16号 平成29年度松戸市病院事業会計補正予算（第1回）

【病）経営企画課】

千駄堀地区新病院建設費に対する財源内訳の変更に伴い、資本的収入を補正する。

(単位 千円)

	既 決 額	補正予定額	計
資本的収入	18,126,205	0	18,126,205

第2条（資本的収入）

収入

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 市立病院資本的収入	17,800,914 千円	0 千円	17,800,914 千円
第1項 企業債	15,366,600 千円	△ 16,290 千円	15,350,310 千円
	【補正予定額の内容】・千駄堀地区新病院建設事業債		△16,290 千円
第2項 県支出金	935,095 千円	16,290 千円	951,385 千円
	【補正予定額の内容】・地域中核医療機関整備促進事業補助金		16,290 千円

第3条（企業債）

・市立病院千駄堀地区新病院建設事業

	(補正前)	(補正後)	(補正額)
限度額	10,629,700 千円	10,613,410 千円	△16,290 千円

◆議案第17号 松戸市北山会館条例の一部を改正する条例の制定について

【地域福祉課】

【提案理由】

北山市民会館の和室の一部洋室化に伴い、部屋の名称を変更するため。

【概 要】

松戸市北山会館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線部分)は改正部分

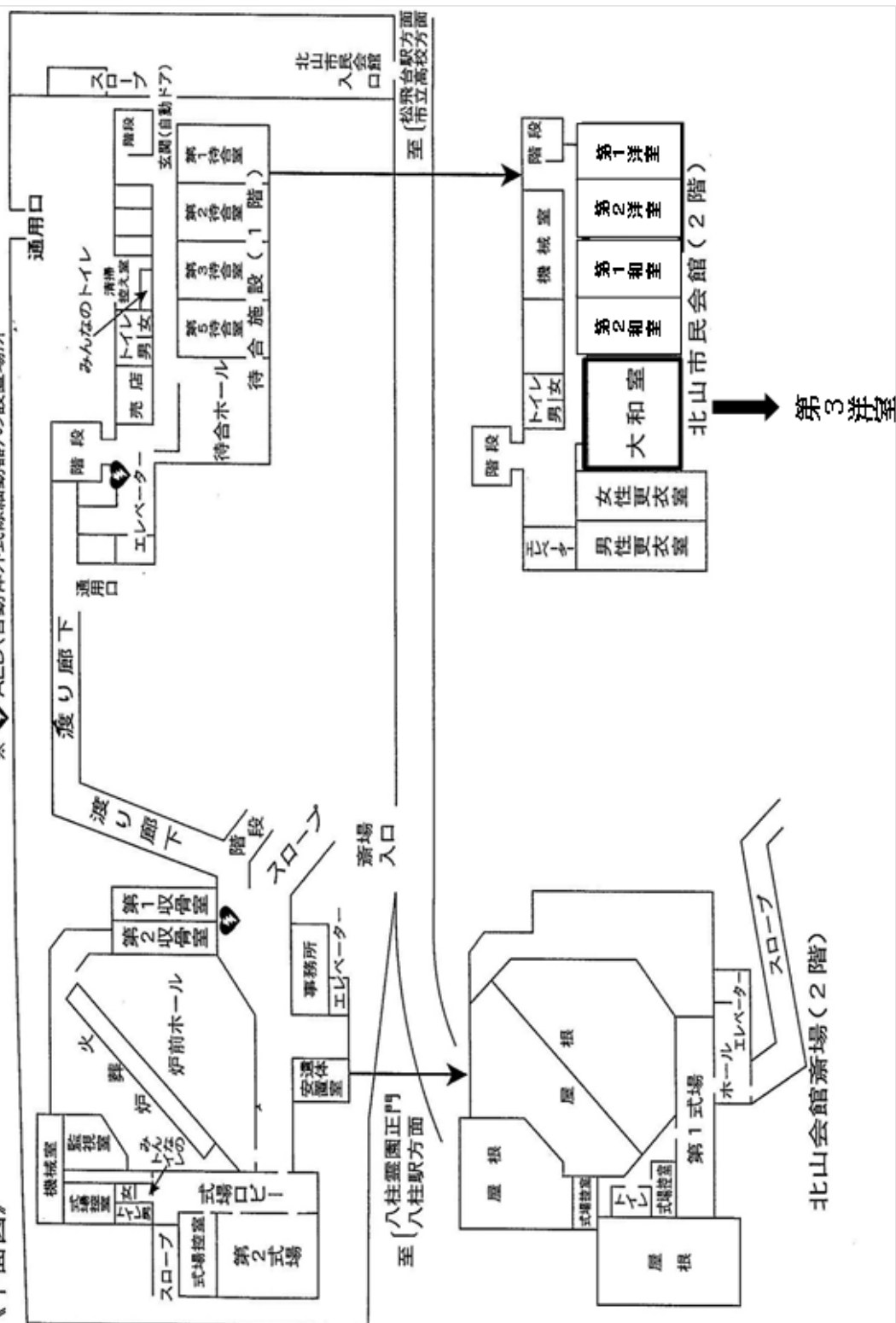
現 行			改 正 案		
別表第1 (第7条関係)			別表第1 (第7条関係)		
北山市民会館使用料			北山市民会館使用料		
種別	料金	1時間当たりの使用料	種別	料金	1時間当たりの使用料
		昼間 午前9時～午後5時			昼間 午前9時～午後5時
種別	料金	夜間	種別	料金	夜間
		午後5時～午後9時			午後5時～午後9時
第1和室	円	円	第1和室	円	円
	210	270		210	270
第2和室	210	270	第2和室	210	270
第1洋室	210	270	第1洋室	210	270
第2洋室	210	270	第2洋室	210	270
大和室	430	540	第3洋室	430	540
備考 (略)			備考 (略)		

松戸市北山会館条例の一部を改正する条例の制定について

设施配置图

《圖圖本》

※ AED(自動体外式除細動器)の設置場所



◆議案第18号 松戸市夜間小児急病センター条例の一部を改正する条例の制定について

【地域医療課】

【提案理由】

松戸市立総合医療センターの開設に伴い、夜間小児急病センターの位置を変更するため。

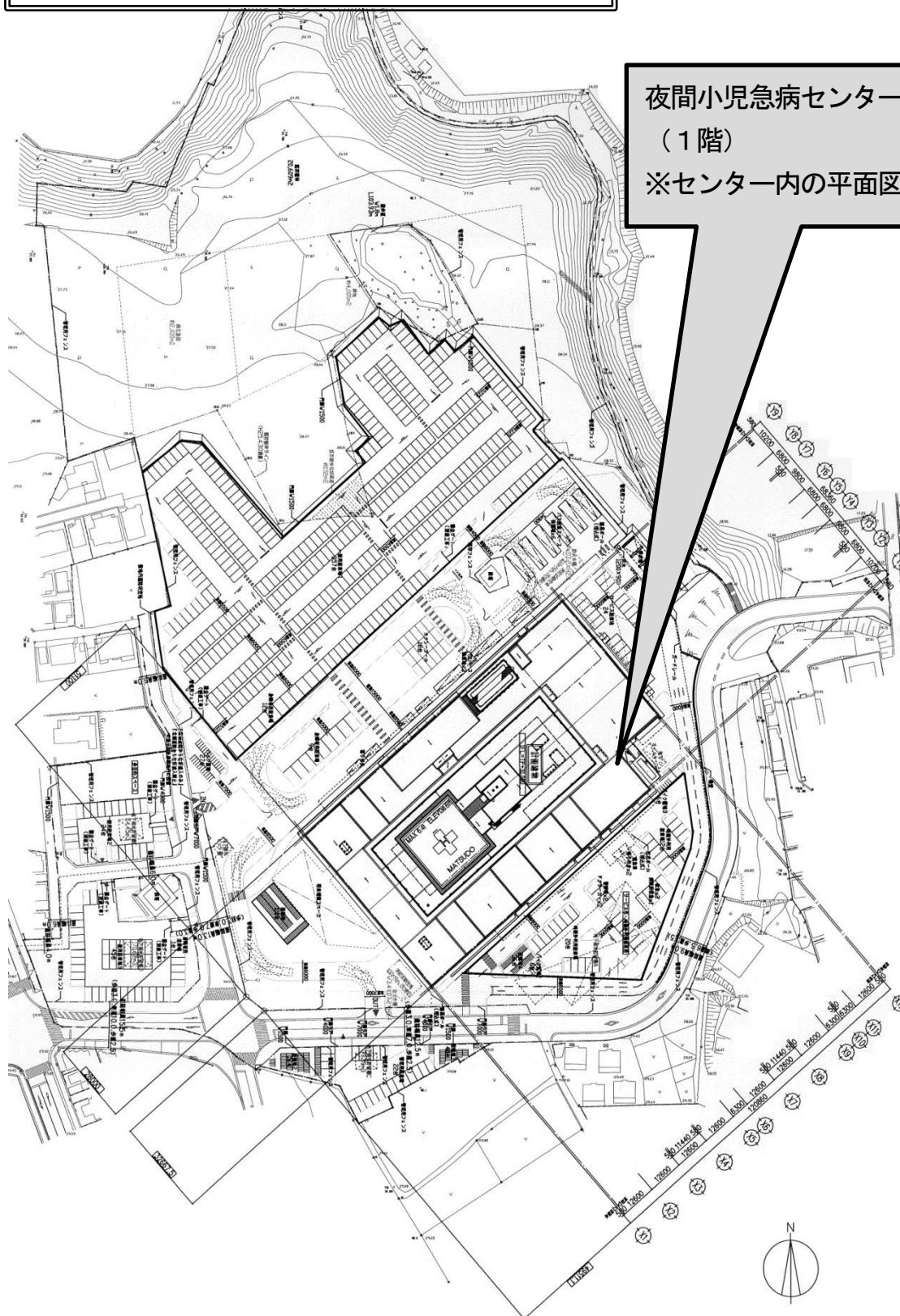
【概 要】

松戸市夜間小児急病センター条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行		改 正 案	
(設置) 第2条 (略) 2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(設置) 第2条 (略) 2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
松戸市夜間小児急病センター	<u>松戸市上本郷4005番地</u>	松戸市夜間小児急病センター	<u>松戸市千駄堀993番地の</u> <u>1</u>

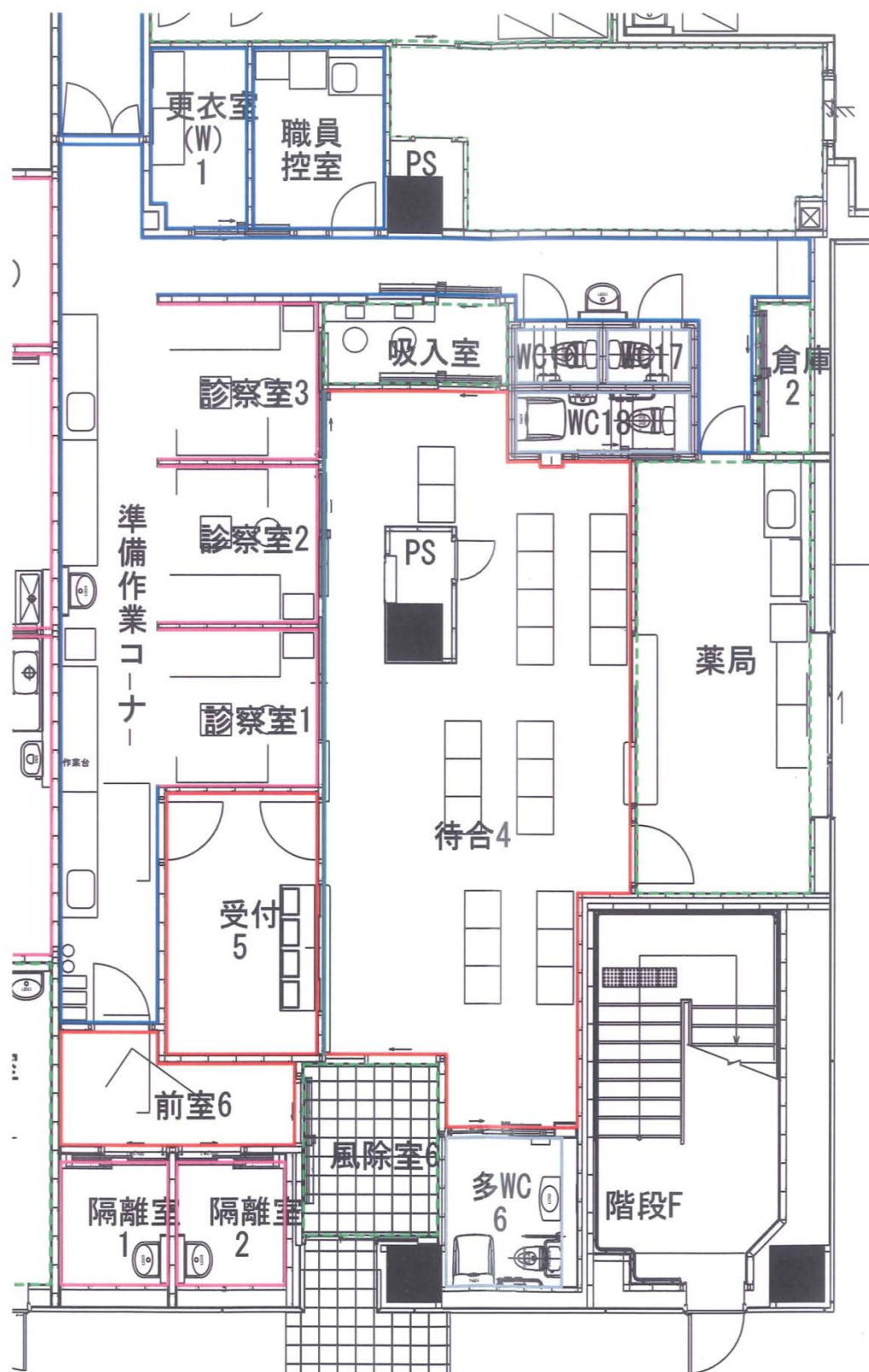
新病院（松戸市立総合医療センター）全体図



夜間小児急病センター移転先
(1階)

※センター内の平面図は次頁

移転後) 夜間小児急病センター平面図



◆議案第19号 松戸市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

【道路維持課】

【提案理由】

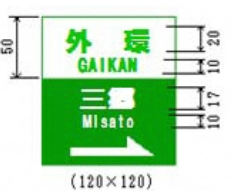
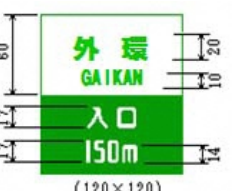
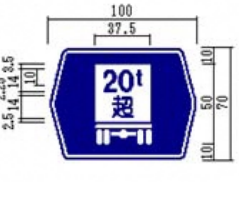
市道における道路標識の寸法に係る規定方法を整理し、速やかな道路行政を実現するため。

【概要】

- (1)松戸市道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年松戸市条例第36号）の全部を改正する。
- (2)道路法第45条第3項の規定により、市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法は、規則で定める。
- (3)規則で定める標識の寸法は次のとおりとする。

1 案内標識

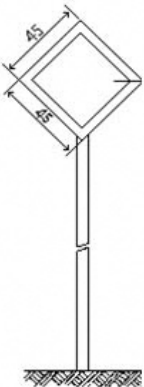
(単位 センチメートル)

入りの方向 (103-A)	入りの方向 (103-B)	入りの予告 (104)
		
待避所 (116の5)	駐車場 (117-A)	総重量限度緩和指定道路 (118の4-A)
		
総重量限度緩和指定道路 (118の4-B)	高さ限度緩和指定道路 (118の5-A)	高さ限度緩和指定道路 (118の5-B)
		
道路の通称名 (119-A)	道路の通称名 (119-B)	道路の通称名 (119-C)
		

まわり道 (120-A)


2 警戒標識

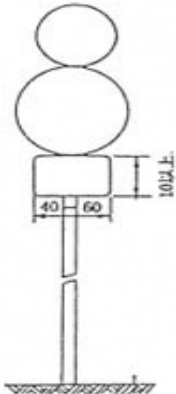
(単位 センチメートル)

本標識板	十形道路交差点あり (201-A)	右 (又は左) 方屈曲あり (202)
		
	信号機あり (208の2)	落石のおそれあり (209の2)
		

路面凹凸あり (209の3)	合流交通あり (210)	車線数減少 (211)
		
幅員減少 (212)	二方向交通 (212の2)	
		

3 補助標識

(単位 センチメートル)

補助標識板	注意事項(510)
	

備考

1 本標識の表示板

(1) 寸法

ア 寸法が図示されているものについては、図示の寸法を基準とする。

イ 警戒標識については、道路の形状、交通の状況等により必要があるときは、交通の安全と通行の円滑に支障のない範囲内で、図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

ウ 「駐車場（117－A）」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあつては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

エ 「駐車場（117－A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の4－A・118の4－B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の5－A・118の5－B）」及び「まわり道（120－A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法（ウに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

オ 「道路の通称名（119－A・119－B・119－C）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

カ 表示する文字の字数により「道路の通称名（119－A・119－B）」を表示する案内標識については図示の横寸法、「道路の通称名（119－C）」を表示する案内標識については図示の縦寸法を拡大することができる。

(2) 文字等の大きさ等

ア 案内標識で、「入口の方向（103－A・103－B）」、「入口の予告（104）」、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」、「著名地点（114－B）」、「待避所（116の5）」、「駐車場（117－A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の4－A・118の4－B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の5－A・118の5－B）」、「道路の通称名（119－A・119－B・119－C）」及び「まわり道（120－A）」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ (単位 センチメートル)
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

イ 「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」及び「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、アの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

ウ 「著名地点（114－B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。

エ 「市町村（101）」、「方面、方向及び距離（105－A・105－B・105－C）」、「方面及び距離（106－A）」、「方面及び方向の予告（108－A・108－B）」、「方面及び方向（108の2－A・108の2－B）」、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」及び「著名地点（114－A・114－B）」を表示する案内標識に、市章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

オ 「駐車場（117－A）」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

カ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(ア) 案内標識 縁は、「待避所（116の5）」、「駐車場（117－A）」及び「まわり道（120－B）」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路（118の4－A・118の4－B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の5－A・118の5－B）」を表示するものについては16ミリメートル、「道路の通称名（119－A・119－B・119－C）」を表示するものについては8ミリメートル、その他のもの

については日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(イ) 警戒標識 縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

2 補助標識の表示板の寸法

- (1) 図示の寸法を基準とする。
- (2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

◆議案第20号 松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【住宅政策課】

【提案理由】

公営住宅法の改正に伴い、収入の申告が困難な入居者に対する家賃の決定方法等を定めるとともに、条例で引用する同法等の条項を整備するため。

【概 要】

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
(家賃の決定)	(家賃の決定)
第13条 (略)	第13条 (略)
2 (略)	2 (略)
	3 <u>法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が次条第1項の規定により収入の申告をすること及び第30条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する算定方法により算出した額とする。</u>
(収入の申告等)	(収入の申告等)
第14条 入居者は、毎年度、市長に対し、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。	第14条 入居者は、毎年度、市長に対し、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。

2・3 (略) (入居者の費用負担義務) 第18条 次の各号の費用は、入居者の負担とする。 ただし、市長が必要と認めるときは、第1号に規定する修繕に要する費用の一部を市が負担することができる。 (1) 家屋の壁、柱、床、はり、屋根及び階段並びに家屋の内部の給水施設、排水施設、電気施設その他の法施行規則第9条に規定する附帯施設の修繕を除くほか、住宅の修繕に要する費用 (2)～(6) (略) 2 入居者の責に帰すべき理由によつて家屋の壁、柱、床、はり、屋根及び階段並びに家屋の内部の給水施設、排水施設、電気施設その他の法施行規則第9条に規定する附帯施設を修繕する必要があるときは、前項第1号の規定にかかわらず入居者が修繕しなければならない。 (収入超過者の家賃) 第26条 (略) (高額所得者の家賃) 第28条 高額所得者の家賃は、第13条第1項及び第26条の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。	2・3 (略) (入居者の費用負担義務) 第18条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。 ただし、市長が必要と認めるときは、第1号に規定する修繕に要する費用の一部を市が負担することができる。 (1) 家屋の壁、柱、床、はり、屋根及び階段並びに家屋の内部の給水施設、排水施設、電気施設その他の法施行規則第10条に規定する附帯施設の修繕を除くほか、住宅の修繕に要する費用 (2)～(6) (略) 2 入居者の責に帰すべき理由によつて家屋の壁、柱、床、はり、屋根及び階段並びに家屋の内部の給水施設、排水施設、電気施設その他の法施行規則第10条に規定する附帯施設を修繕する必要があるときは、前項第1号の規定にかかわらず入居者が修繕しなければならない。 (収入超過者の家賃) 第26条 (略) 2 <u>法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第14条第1項の規定により収入の申告をすること及び第30条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第13条第3項の規定及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の家賃は、毎年度、当該収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する算定方法により算出した額とする。</u> (高額所得者の家賃) 第28条 高額所得者の家賃は、第13条第1項及び第<u>3項並びに第26条</u>の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。
---	--

2・3 (略) (収入状況の報告の請求等) 第30条 市長は、第13条第1項、第26条若しくは第28条第1項の規定による家賃の決定、第15条（第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第25条後段の規定によるあつせん、第27条第1項の規定による明渡し^{（一）}の請求又は第32条の規定による市営住宅への入居措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。 2・3 (略) (市営住宅建替事業に係る家賃の特例) 第33条 市長は、前条の申出をした市営住宅の入居者を法第40条第1項の規定により新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃の額が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第26条又は第28条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例) 第34条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第26条又は第28条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。	2・3 (略) (収入状況の報告の請求等) 第30条 市長は、第13条第1項若しくは第3項、第26条若しくは第28条第1項の規定による家賃の決定、第15条（第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第25条後段の規定によるあつせん、第27条第1項の規定による明渡し^{（一）}の請求又は第32条の規定による市営住宅への入居措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。 2・3 (略) (市営住宅建替事業に係る家賃の特例) 第33条 市長は、前条の申出をした市営住宅の入居者を法第40条第1項の規定により新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃の額が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第3項、第26条又は第28条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例) 第34条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第3項、第26条又は第28条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。
---	--

◆議案第 2 1 号 国保松戸市立病院附属看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正
する条例の制定について

【病）附属看護専門学校】

【提案理由】

松戸市立総合医療センターの開設に伴い、附属看護専門学校の名称を変更するため。

【概 要】

(1) 国保松戸市立病院附属看護専門学校の設置及び管理に関する条例

条例の題名及び条文中の学校名称について、「国保松戸市立病院附属看護専門学校」を「松戸市立総合医療センター附属看護専門学校」に変更する。

(2) 国保松戸市立病院附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例

条例の題名及び条文中の学校名称について、「国保松戸市立病院附属看護専門学校」を「松戸市立総合医療センター附属看護専門学校」に変更する。

(3) 松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付条例

条文中の学校名称について、「国保松戸市立病院附属看護専門学校」を「松戸市立総合医療センター附属看護専門学校」に変更する。

○施行期日 平成 3 0 年 4 月 1 日

◆議案第 2 2 号 契約の締結について（六和クリーンセンター解体工事）

【廃棄物対策課】

【提案理由】

老朽化等により休止した六和クリーンセンターを解体するため。

【概 要】

- | | | |
|---|------|-------------------------------------|
| 1 | 工事名称 | 六和クリーンセンター解体工事 |
| 2 | 工事場所 | 松戸市七右衛門新田 3 1 6 番地 4 |
| 3 | 工事期間 | 市議会の議決を得た日の翌日から平成 3 1 年 3 月 1 5 日まで |
| 4 | 工事概要 | |

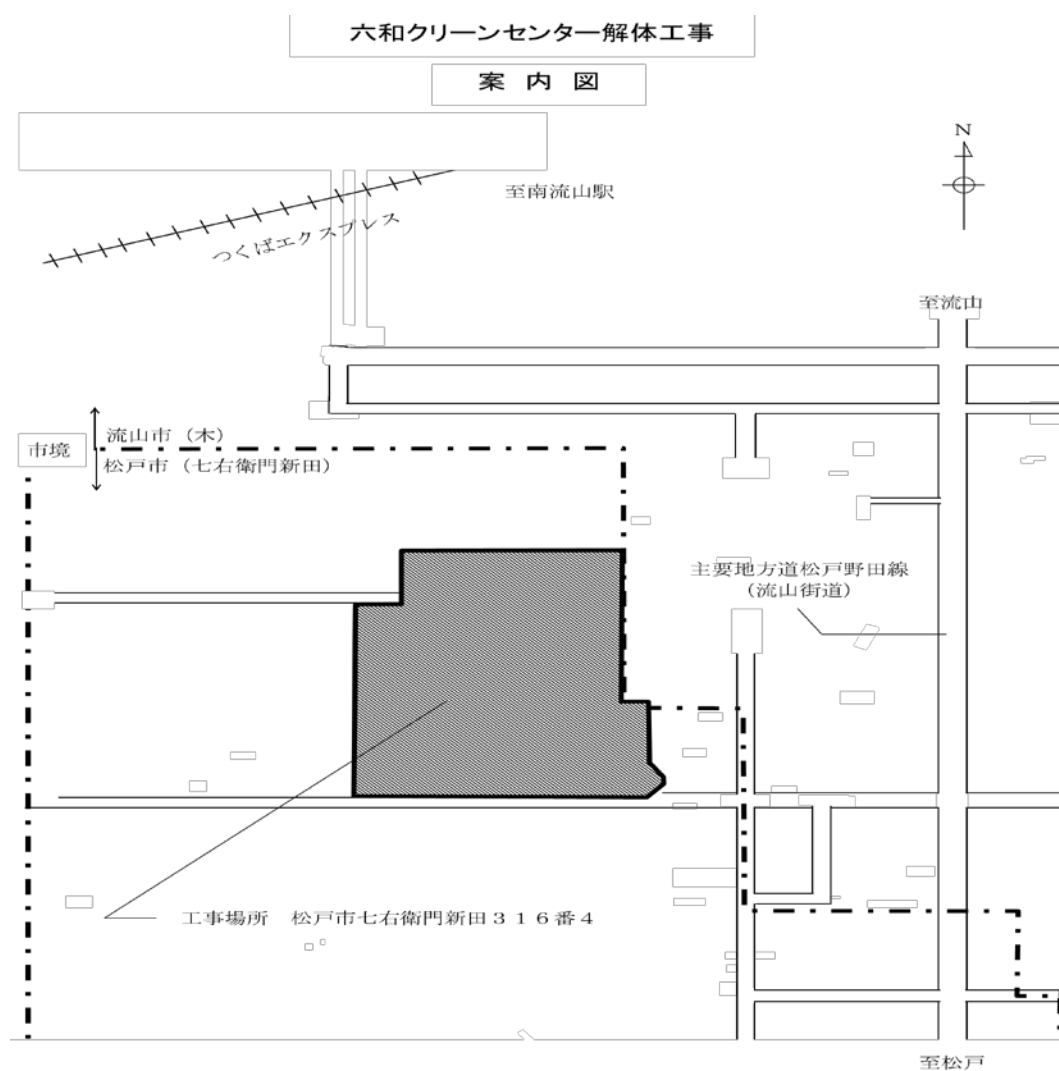
(1) 施設概要

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 敷地面積 | 約 1 5, 8 0 0 m ² |
| 2 | 主要な施設 | |
| | ア | 昭和 4 1 年焼却施設（処理能力 7 5 t / 日） |
| | イ | 昭和 5 1 年焼却施設（処理能力 2 0 0 t / 日） |
| | ウ | 粗大ごみ処理施設（処理能力 4 0 t / 日） |

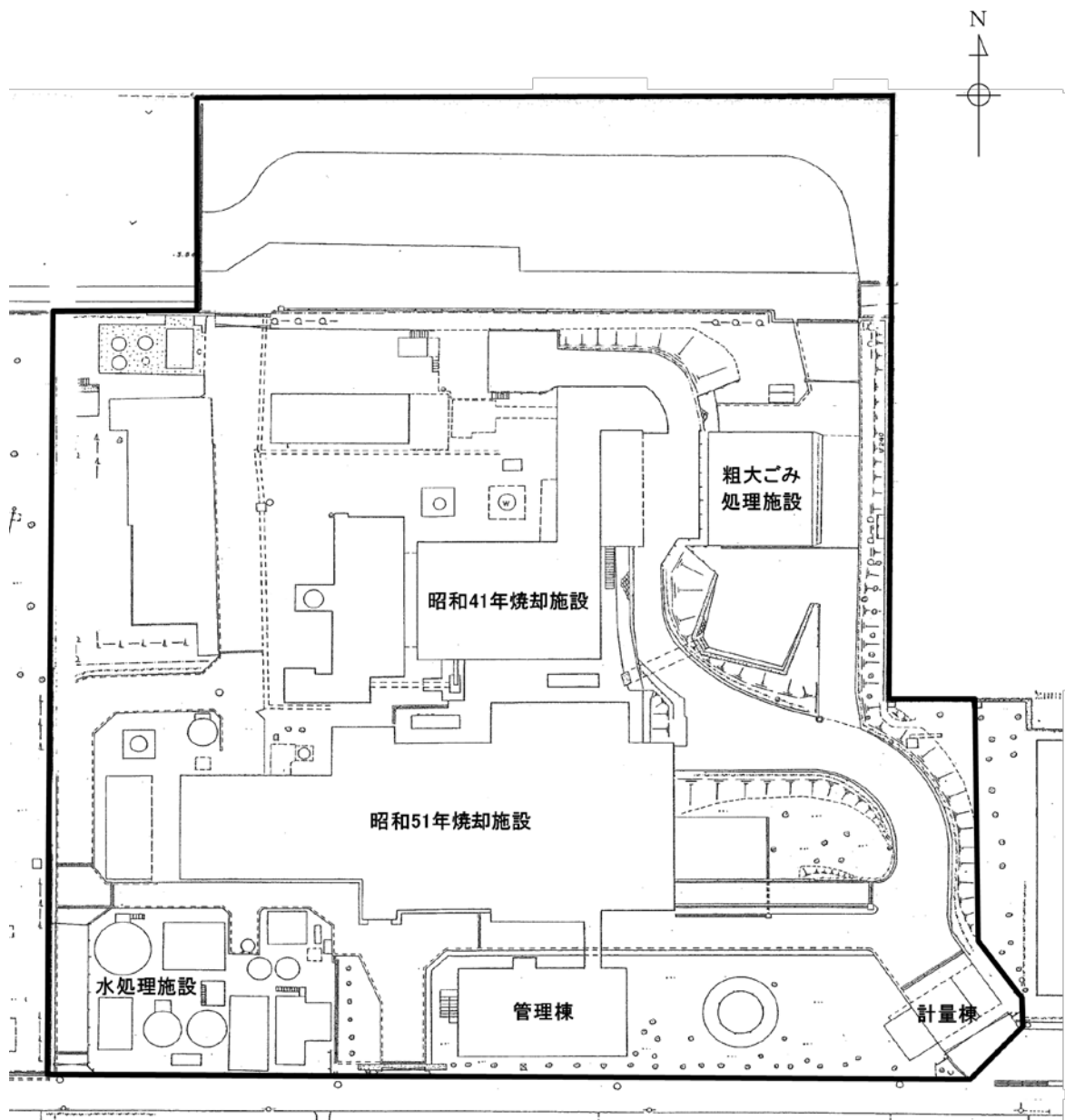
(2) 工事内容

- 1 施設の解体・撤去工事(アスベスト・ダイオキシン類除去含む)
- 2 造成工事
 - ア 汚染土壌除去工事
 - イ 解体跡地整地工事
- 5 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 6 契約金額 1,205,280,000円(税込)
- 7 契約の相手方 千葉県千葉市中央区中央三丁目3番1号
前田建設工業株式会社 千葉営業所
所長 杉田 政之

【六和クリーンセンター解体工事 案内図】



配置図



凡例



工事範囲

◆議案第 23 号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

【税制課】

【提案理由】

千葉県内の軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付等に関する事務について、継続性及び安定性の観点から、千葉県市町村総合事務組合において共同処理を実施するため。

【概 要】

◇改正の要旨（経緯）

千葉県町村会で行っていた軽自動車税の賦課徴収に係る申告書の受付等に関する事務について、登録台数の増大等に伴い、継続が困難である旨の打診があった。この事務処理に関して継続性及び安定性の観点から対応するため、特別地方公共団体である千葉県市町村総合事務組合において共同処理することが最適であるとの方針が県内全市町村で合意された。

千葉県市町村総合事務組合に当該事務処理を共同処理する事務として追加することに伴い、同組合規約を変更するため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものである。

◇改正内容

千葉県市町村総合事務組合規約に規定される、組合の共同処理に関する事務に、「軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付」を加える。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約(昭和 30 年千葉県告示第 496 号)の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(16) 軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付
別表第 2 に次のように加える。

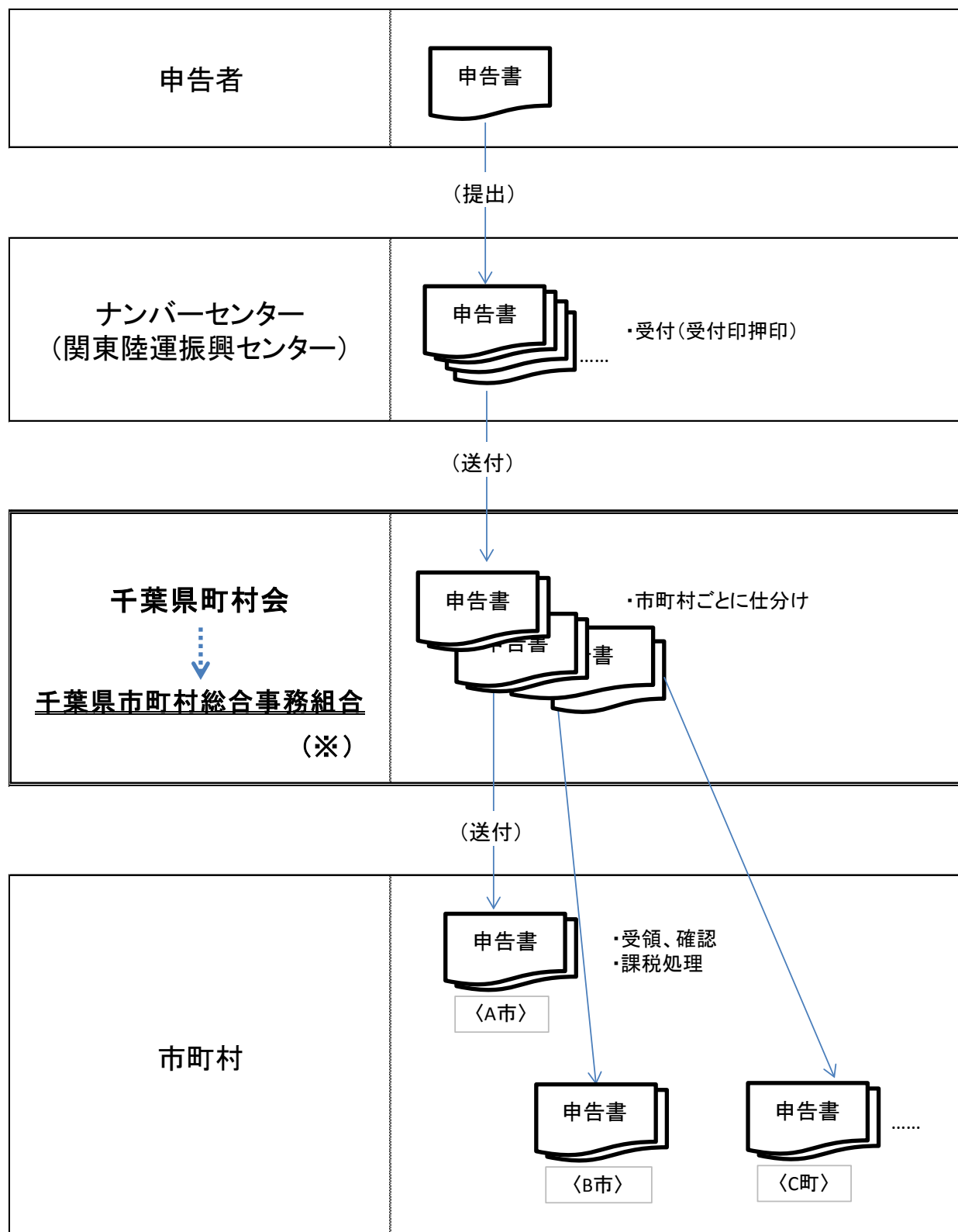
第 3 条第 1 項第 16 号 に掲げる事務	千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ケ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ケ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
----------------------------	--

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

現 行	改 正 案														
(組合の共同処理する事務) 第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。 (1)～(15) (略) 2 (略) 別表第2 (第3条第1項関係) <table border="1"> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>共同処理する団体</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第3条第1項第15号に掲げる事務</td><td>(略)</td></tr> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	(略)		第3条第1項第15号に掲げる事務	(略)	(組合の共同処理する事務) 第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。 (1)～(15) (略) <u>(16) 軽自動車税の賦課徴収に関する申告書(市町村へ直接提出されるものを除く。)</u>の受付 2 (略) 別表第2 (第3条第1項関係) <table border="1"> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>共同処理する団体</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第3条第1項第15号に掲げる事務</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>第3条第1項第16号に掲げる事務</u></td><td> <u>千葉市 銚子市 市川市 船橋市</u> <u>館山市 木更津市 松戸市 野田市</u> <u>茂原市 成田市 佐倉市 東金市</u> <u>旭市 習志野市 柏市 勝浦市</u> <u>市原市 流山市 八千代市 我孫子市</u> <u>鴨川市 鎌ケ谷市 君津市 富津市</u> <u>浦安市 四街道市 袖ケ浦市 八街市</u> <u>印西市 白井市 富里市 南房総市</u> <u>匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市</u> <u>大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町</u> <u>多古町 東庄町 九十九里町 芝山町</u> <u>横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村</u> <u>白子町 長柄町 長南町 大多喜町</u> <u>御宿町 鋸南町</u> </td></tr> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	(略)		第3条第1項第15号に掲げる事務	(略)	<u>第3条第1項第16号に掲げる事務</u>	<u>千葉市 銚子市 市川市 船橋市</u> <u>館山市 木更津市 松戸市 野田市</u> <u>茂原市 成田市 佐倉市 東金市</u> <u>旭市 習志野市 柏市 勝浦市</u> <u>市原市 流山市 八千代市 我孫子市</u> <u>鴨川市 鎌ケ谷市 君津市 富津市</u> <u>浦安市 四街道市 袖ケ浦市 八街市</u> <u>印西市 白井市 富里市 南房総市</u> <u>匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市</u> <u>大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町</u> <u>多古町 東庄町 九十九里町 芝山町</u> <u>横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村</u> <u>白子町 長柄町 長南町 大多喜町</u> <u>御宿町 鋸南町</u>
共同処理する事務	共同処理する団体														
(略)															
第3条第1項第15号に掲げる事務	(略)														
共同処理する事務	共同処理する団体														
(略)															
第3条第1項第15号に掲げる事務	(略)														
<u>第3条第1項第16号に掲げる事務</u>	<u>千葉市 銚子市 市川市 船橋市</u> <u>館山市 木更津市 松戸市 野田市</u> <u>茂原市 成田市 佐倉市 東金市</u> <u>旭市 習志野市 柏市 勝浦市</u> <u>市原市 流山市 八千代市 我孫子市</u> <u>鴨川市 鎌ケ谷市 君津市 富津市</u> <u>浦安市 四街道市 袖ケ浦市 八街市</u> <u>印西市 白井市 富里市 南房総市</u> <u>匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市</u> <u>大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町</u> <u>多古町 東庄町 九十九里町 芝山町</u> <u>横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村</u> <u>白子町 長柄町 長南町 大多喜町</u> <u>御宿町 鋸南町</u>														

軽自動車税申告書の業務フロー



(※) 千葉県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び同組合の規約の改正の手続きは、地方自治法の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決が必要となります。

◆議案第 24 号 教育委員会委員の任命について

【教育企画課】

【提案理由】

教育委員会委員のうち、1 人の任期が平成 29 年 10 月 7 日をもって満了するので、後任者を任命するため。

◆議案第 25 号 人権擁護委員候補者の推薦について

◆議案第 26 号 人権擁護委員候補者の推薦について

◆議案第 27 号 人権擁護委員候補者の推薦について

【行政経営課】

【提案理由】

議案第 25 号から議案第 27 号は、人権擁護委員の任期満了に備え、後任の候補者を推薦するため。